

告示

埼玉県告示第千百九十六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条の規定による処分について、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十九年十一月六日

埼玉県知事 上田清司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあつては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十九年十一月二十八日午後二時	拓産住宅販売株式会社	齋藤智	埼玉県川越市大字大袋新田一二一一番地 五グラートビル一〇一

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館 三〇五会議室